



# 学校・親子でチャレンジ！ ライツの○×クイズ



子どものライツの○×クイズにチャレンジしてみよう！ 右の空欄に、正しいと思ったら○を、まちがいと思うものには×を書いてね。『主人公はきみだ』巻末ふろくにヒントがあるよ。

## 名前

---

1、子どもとは、20歳未満のすべてのひとのこと。

**ヒント** 子どもの権利条約第1条

2、おとなはいつも、子どものイノチと成長にとっていちばんよいことを大切に考えなければならない。

**ヒント** 子どもの権利宣言第2条／子どもの権利条約第3条

3、外見や話す言葉や考え方がちがってもどんな家に生まれても、子どもは差別されない。

**ヒント** 世界人権宣言第1・2・7条／子どもの権利宣言第1条／  
子どもの権利条約第2条／日本国憲法第14条

4、教育を受けるのは子どもの義務で、その目的は、お金をかせげるおとなになること。

**ヒント** 世界人権宣言第26条／子どもの権利宣言第7条・10条／  
子どもの権利条約第28条・29条／日本国憲法第26条

5、外国人の子どもや、不登校や病気で学校に行けない子どもも、教育を受けられる。

**ヒント** 世界人権宣言第26条／子どもの権利宣言第5条・第7条／  
子どもの権利条約第23・25・28条／日本国憲法第26条

6、日記や手紙やメールを、おとなにかつてに見られたり、内容や相手についてとやかくいわれたりしても、子どもは文句をいえない。

**ヒント** 世界人権宣言第12条／子どもの権利条約第16条／日本国憲法第21条

7、おとなに従わない子どもは、体罰を受けてもしかたがない。

**ヒント** 世界人権宣言第5条／子どもの権利宣言第9条／  
子どもの権利条約第19・37条／日本国憲法第18・31条

8、休み時間やあそびや芸術活動は、子どもが勉強したごほうびにあたえられる。

**ヒント** 世界人権宣言第 24・27 条／子どもの権利宣言第 7 条／  
子どもの権利条約第 31 条

9、両親が離婚するようなときなど、子どもは自分の意見をおとなに伝えることができる。

**ヒント** 子どもの権利条約第 12 条

10、戦争や人手不足のときは、子どもをやとって、はたらかせてもよい。

**ヒント** 子どもの権利宣言第 8・9 条／子どもの権利条約第 32・38 条／  
日本国憲法第 27 条

11、家に食べるものがないほどまずしくて、子どもがこまっているとき、助けてもらえるかどうかは、親や保護者がはたらいているかどうかによる。

**ヒント** 世界人権宣言第 25 条／子どもの権利宣言第 4 条／  
子どもの権利条約第 26・27 条／日本国憲法第 25 条

12、子どもが自分の考えを表現したり、グループで集会をひらいたりするには、あらかじめおとなの許可がいる。

**ヒント** 世界人権宣言第 19・20 条／子どもの権利条約第 13・15 条／  
日本国憲法第 21 条

13、子どもが、子どもにとって役に立ついろいろな情報にふれられるように、おとなは協力して努力しなければならない。

**ヒント** 子どもの権利条約第 13・17・42 条



ぜんぶわかったかな？ 3枚目に答えと解説があるよ。



## ライツの〇×クイズ 答えと解説 かいせつ

答え：1× 2○ 3○ 4× 5○ 6× 7× 8× 9○ 10× 11× 12× 13○

- 『子どもの権利条約』では、18歳未満のすべてのひとを「子ども」としています。日本では現在、成人年齢は20歳以上、選挙権は18歳以上ですが、2018年の民法改正で18歳成人になりました（2022年4月から実施されます）。
- おとなはいつも子どもに対して何かするときはその「最善の利益」を考えなければなりません。
- おとなとおなじように、すべての子どもは平等で、差別されません。
- 教育を受けることは、例外なくすべての子どものライツです。  
おとなは子どもに初等教育を受けさせる義務があります。初等教育は無料です。  
教育の目的は本人の成長と自立だけでなく、たがいのライツを尊重しあい、世界平和につながる大きな目標があります。
- 教育を受けることはすべての子どものライツです。心や身体に障がいのある子どもも、状況に応じて定期的に検査を受けたりし、その子に適した教育への援助を受けるライツがあります。
- 私事についてそっとしてもらえ、プライバシーが大切にされることは、子どもにとっても大切なことです。（でも、かくしごとを多くするよりも、おとなに自分から交友関係を伝えておいたほうが、信頼してもらえよ）
- 子どもへの体罰は、どんな形であっても、決してゆるされません。
- 休み時間やあそびや芸術活動は、おとなと同様に大切な子どものライツです。
- 自分にかかわりのあることすべてについて、子どもはおとなに意見を伝えて、考えてもらうライツがあります。（希望どおりにしてもらえない場合もあるかもしれないけれど、まずは伝えることが大切）
- 戦争のときも、人手不足のときも、子どもにはとくべつにまもられるライツがあります。（家のお手伝いは、おとなになったときに役に立つから、すすんでしておくといいよ）
- 親がはたらいっているかどうかにかかわらず、生活にこまっているときは、だれでも助けてもらうライツがあります。
- 子どもにも表現の自由があり、おとなの許可がなくても、自由に文章や絵をかいたりなにかを作ったり、グループで集まったりできます。（でも、出かけるときには親に行き先と、だれと一緒かを伝えておくと、心配されずにすむよ）
- 子ども用の本を作って、子どもが手にとりやすいようすすめたり、図書館にならべたりすることも、おとなの役目です。とくに、『子どもの権利条約』をひろく知らせることは、『子どもの権利条約』に参加した国々の大切な約束です。